

平成 23 年 2 月 16 日
【照会先】
大臣官房総務課情報公開文書室
室 長 平嶋 壮州
室長補佐 大村 良平(内線 7321)
(代表電話) 03(5253)1111

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成 23 年 1 月 28 日から平成 23 年 2 月 3 日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(11/2/16)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成23年1月28日～平成23年2月3日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	21	11	0	0	0	32
職業安定局	120	46	30	0	1	197
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	2	4	0	0	0	6
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	1	0	0	0	1
保険局	1	0	0	0	0	1
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	144	62	30	0	1	237

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	35
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	141
法令遵守違反に関するもの	0
その他	61

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	21件	11件	0件	0件	0件	32件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	9件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	18件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	5件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	最近退職する労働者が、事務の引き継ぎもせず退職直前に年次有給休暇をまとめて取得するケースが増えてきた。年次有給休暇は労働者の権利であることは充分理解できるが、本来心身の疲労回復をして、その後の業務を行ってもらうためのものであるから、このような使い方はいかがなものか。		年次有給休暇については、使用者は原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を与えなければならないこと、ただし、事業の正常な運営を妨げる場合には、使用者に時季変更権が認められていることなど、年次有給休暇の制度や趣旨について説明し、御理解いただきました。
2	賃金不払について監督署に相談に行ったら、すでに時効が成立していると言われた。賃金を貰えることを知らなかったのであり、現実に賃金を受け取っていないのであるから、時効になるのはおかしい。		賃金の請求権については時効制度が設けられていることなどを説明し、御理解いただきました。
3	週に2日勤務する労働者を解雇する場合、30日前の予告であれば、その後働いてもらう分の賃金を支払うことでいいと思うが、即時解雇する場合は、30日分の賃金の支払が必要だと聞いた。働きもしないのに30日分の賃金を支払うのは大きな負担である。おかしいのではないか。		解雇の際は、労働者が突然の解雇から被る生活の困窮を緩和するため、少なくとも30日以上前の解雇の予告をしなければならないこと、解雇の予告しない場合は、解雇予告手当として30日以上分の「平均賃金」の支払いが必要であることなどを説明し、御理解を求めました。
4	労働基準法は、大企業、中小企業の別なく適用されているため、中小企業にとっては、負担が過大である。法律をすべて守っていたら、中小企業はつぶれてしまう。		労働基準法は、労働条件に関する最低基準を定めた法律であることから、これを遵守いただく必要があること、例外的に業種、規模により適用内容を変えている規定もあることなどを説明し、御理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	<p>求人広告を出したところ、求人広告会社から最低賃金が改定されたため、賃金額が最低賃金を下回っていることを知らされた。</p> <p>最低賃金改定など重要なことは、すべての事業場に書面で通知すべきではないか。</p>		<p>最低賃金の改定額、時期の周知については、マスコミ報道のほか、地方公共団体や事業者団体等の広報誌への掲載依頼、労働局のホームページなどを使って行っていること、今後ともあらゆる機会をとらえて積極的な周知広報に努めていくことを説明し、御理解を求めました。</p>
6	<p>当社に「年齢が70歳以上だが、生活のために働きたい。最低賃金未満賃金でも良いから雇って欲しい」という求職者が多数あった。</p> <p>労働者の雇用・生活を守るために採用したいが、その労働能力に照らし、最低賃金額が高過ぎると思われるので採用することができない。</p> <p>加齢による労働能力の低下等を踏まえると通常の労働者に比べ相当に軽易な業務(簡単な掃除, 雑用等)を行わせる他ないと考えるが、この場合でも最低賃金以上の賃金を支払わなければならないか。</p>		<p>原則として、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないが、軽易な業務に従事する者等で許可基準に合致したものについて、労働局長の許可を得た場合は、最低賃金額未満の賃金を支払うことができる減額特例許可制度があることなどを説明し、御理解いただきました。</p>
7	<p>健康診断個人票の医師の意見欄は、書き込むスペースが小さいので様式を改正してスペースを大きくできないか。</p> <p>近年、有所見者への事後措置や保健指導などのニーズが高まってきており、意見欄が小さく十分な意見を付することができない。</p>		<p>お問い合わせの健康診断個人票の医師の意見欄に書ききれない場合は、別紙を使用して記入いただくことも可能であることを御説明いたしました。</p>
8	<p>職場におけるメンタルヘルスケアについては、労働者がストレスに強くなることが重要だと考えるが、事業主も労働者の管理をするなど関わっていかないといけないのか。</p>		<p>ストレス耐性の強化(ストレスとうまく付き合う方法を身につけること)は、本来一人ひとりの労働者自身が行うべきものであるが、事業主として職場において産業医・衛生管理者などの産業保健スタッフを配置し、これらを活用し労働者のストレス耐性強化の支援を行うことが望ましいことなどを御説明いたしました。</p>
9	<p>労災保険給付の受任者払について、一括有期事業の場合、元請事業主のみが受任者払の対象となっているが、下請である所属事業主が生活費を立て替えることもあるので、下請事業主も受任者払の対象とすべきではないか。</p>		<p>受給権を保護するため保険給付を労働者に直接支払うことが原則であること、保険関係が成立している事業に使用される労働者がその事業主に対し、受領を委任した場合などについて受任者払を認めていることから、有期事業の場合は、元請事業主のみが受任者払対象事業場となることなど制度の趣旨を説明し、御理解を求めました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 杉田 浩(内線5654) (直通:03-3502-6768)

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	120件	46件	30件	0件	1件	197件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)		
	政策・制度立案への提言	21件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	120件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	56件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限があり、改善して欲しい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、昨年10月には事業主向けパンフレットを改訂し、より一層の事業主への周知啓発に努めているところです。
2	ハローワークの求人を増やして欲しい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	新しい求人検索端末は操作が複雑で時間がかかる。		新しい求人検索装置については、求人検索をより詳細に行えるよう機能を追加しているため、当分の間は操作方法をご案内するための職員を必要に応じて配置することとしております。わかりにくいことがございましたら、お近くの職員にお尋ねください。
4	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
5	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくして欲しい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
7	ハローワークの駐車場が混んでいる。改善してほしい。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。
8	中小企業雇用安定化奨励金の申請時の添付書類が多いので、少なくしてほしい。		正社員転換制度の導入前と導入後の労働条件の違いを確認するため、申請時の添付資料がやむを得ず多くなる旨ご説明し、ご理解を求めました。
9	ハローワークインターネットサービスで求人を探しているが、ハローワークに求職登録していない人は、登録している人に比べて、見ることのできる求人内容が限られている。登録していなくても、同じ情報が見られるようにしてほしい。		求人事業所名等の詳細な情報をインターネット上で、ハローワークに登録している求職者以外の方にも公開するかどうかについては、事業主の意向を尊重している旨ご説明し、ご理解いただきました。
10	ハローワークの庁舎内に寒いところがあるので、改善してほしい。		ハローワークを含む公共施設では、地球温暖化防止、CO2削減に配慮しつつ、利用者の皆様が快適に過ごすことができるよう、空調設備の設定温度を19度に設定している旨ご説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	4件	0件	0件	0件	6件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	育児・介護休業法の改正で子の看護休暇が拡充されたが、対象は就学前の子に限定されたままである。就学しても子は病気になるし、就学年次には入学までの数ヶ月しか休暇取得の権利が行使できないのは納得できない。もっと利用しやすい柔軟な制度を法として規定して欲しい。		法令の趣旨、内容の説明を行いご理解を求めるとともに、貴重なご意見として承りました。
2	ポジティブ・アクションについて、女性間の差別が増長することを危惧する。これまでがんばってきた女性が報われない。		ポジティブ・アクションの趣旨を説明しました。
3	男女雇用機会均等法では「女性労働者に係る措置に関する特例」として女性に有利な取扱いを認めているが女性のみを対象としているのはおかしい。 また、この特例に関する企業の取組みをパンフレットなどで「ポジティブ・アクション」という言葉では表現しているが、法律上の言葉ではないのにパンフレットを掲載するのはおかしい。		均等法及びポジティブ・アクションの趣旨、男女雇用機会均等法に基づく指針において「ポジティブ・アクション」と明記していることを説明しました。
4	「ポジティブ・アクション」の定義が均等法条文に記載されていない。そういう法の裏付けがない用語を使用すると一般市民が困惑する。 均等法の構成上ポジティブ・アクションの部分だけが浮いているように見え違和感があるが如何なものか。 ポジティブ・アクションは逆差別なのではないかという外国人研究者の意見があるが如何なものか。 実際に日本は女性の管理職が少なすぎると思うが如何なものか。		均等法及びポジティブ・アクションの趣旨、男女雇用機会均等法に基づく指針において「ポジティブ・アクション」と明記していることを説明するとともに、日本の女性の管理職が少ないからこそそれを解消するための取組としてポジティブ・アクションがあることを説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	次世代法に基づく認定通知書を、事業所に掲示し従業員に周知できるような賞状形式にして欲しい。		貴重なご意見として承りました。
5	短時間労働者均衡待遇推進等助成金を見直して4月から実施する予定と聞き及んでいるが、2月の時点で4月からの助成金の要綱ができていないとは行政の怠慢ではないか。		23年度予算が審議中であることなどについて説明し、貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	高橋和久(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>認知症と末期の悪性腫瘍に罹患している男性(99歳)の家族(娘・70歳)から、以下の提言がありました。</p> <p>現在、医療保険において、訪問看護ステーションから看護師、介護保険法においてヘルプステーションからヘルパーが、障害者自立支援法においてもヘルプステーションからヘルパーが訪問している。</p> <p>介護保険法での介護支援専門員(ケアマネージャー)は、あくまでの介護保険の介護サービス計画を作成する専門職であり、3つの制度の日程調整まで行ってくれないため、私自身が介護サービス計画を立て、給付管理し、介護支援専門員に渡している。</p> <p>なお、私がセルフプランを立てればよいが、市区町村の許可を受けられるようなプランを作成できないし、許可を受ける時間もない。</p> <p>自治体の高齢者介護室居宅事業課に確認したところ、「介護支援専門員は、日常生活の全般を把握し、介護サービス計画を作成することとあり、他の制度のサービスを受けているかは把握する必要はあるものの、その日程まで調整する義務は負わされていない」との返答であった。</p> <p>現状では、患者の家族にとって不利益となるため、3つの制度を所管している厚生労働省が何らかの救済措置を講じるべきである。たとえば、それぞれの制度から給付を受けられる場合には、介護支援専門員がその調整を担い、それを評価した介護報酬を手当すればよいと考える。</p>		訪問看護については、現在の診療報酬の算定の仕組みや対応についてご説明しご理解を得ました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 課長補佐 尾崎 (内線3216)

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	在宅酸素療法指導管理料について、慢性疾患など状態変化が見られない患者には指導内容が変わらない事が多いため、2回目以降の点数を下げる等の見直しをしてほしい。 これが無理であれば、在宅酸素療法指導管理とは別に算定される在宅療養指導管理材料加算については、慢性疾患などの患者には在宅療養指導管理材料加算を算定するために、同じ内容の指導を繰り返し行っているだけのように思えるので、患者に必要な指導を行った場合にのみ算定できるようにしてほしい。		療養上必要な事項は理解し易いように指導するなどの療養担当規則や指導管理料の算定要件について説明しました。 また、点数の見直し・加算の算定にかかる取り扱いについては、「国民の皆様の声」として厚労省に報告することをご了承いただきました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。